

## 官民境界確認申請チェックリスト（申請人、申請代理人用）

### チェックリスト1 申請の受付 ①～⑥の1つに該当(上から順に確認して下さい。)

チェック	官民境界が含まれる地域	境界確認申請	官民境界の確認方法
<input type="checkbox"/>	①14条地図の地域のうち地積測量図が座標で登記してある地域(法務局14条地図作成地域)	受付できません。 (官民の筆界が未定の場合は受付します。)	・法務局に登記されている地積測量図で確認してください。
<input type="checkbox"/>	②地籍調査事業実施地域(認証済地区)	受付できません。 (官民の筆界が未定の場合は受付します。)	・土木調査課地籍調査係で地積測量図を交付申請してください。
<input type="checkbox"/>	③過去に確認(明示)した官民境界	受付できません。 (境界の座標が無いなど境界の再現ができない場合は受付します。)	・証明書の再交付を希望する場合は、過去と同じ図面(境界に座標があるもの)を作成し、証明願を岐阜市へ提出してください(所有者および所有者の代理人のみ申請できます)。
<input type="checkbox"/>	④地籍調査事業実施地域(未認証地区)	受付します。	・土地所有者本人または委任状がある方のみ、土木調査課地籍調査係で地積測量図(暫定成果)を交付申請できます。
<input type="checkbox"/>	⑤14条地図の地域のうち基準点資料がある地域	受付します。	・図面、境界座標は、法務局及び調査士会で入手し、座標再現してください。
<input type="checkbox"/>	⑥上記以外	受付します。	・打合せ、現地立会は岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が担当します。

※ 国道、県道、民境界など岐阜市以外の土地は境界確認できません。公園、学校、用排水機場の土地などは所管部署へご相談ください。

※ 岐阜市が証明を交付(再交付を除く)するためには、隣地や対面地の承諾が必要です。

※ 世界測地系2000→2011の座標変換のみの証明は受け付けません。法務局へご相談ください。

※ 手続き中の箇所と重複した箇所は受付できません。

### チェックリスト2 官民境界確認申請書提出後に、岐阜市から貸与する資料

チェック	官民境界が含まれる区域	資料の内容
<input type="checkbox"/>	地籍調査事業実施地域	・隣接地に過去の立会資料がある場合のみ、土木調査課から貸与します。
<input type="checkbox"/>	14条地図の地域	・隣接地に過去の立会資料がある場合のみ、土木調査課から貸与します。 ・図面、境界座標は、法務局及び調査士会で入手してください。
<input type="checkbox"/>	上記以外の地域	・近隣に過去の立会資料がある場合のみ土木調査課から貸与します。

※ 立会資料がある場合のみ連絡します。岐阜市へ申請書が到着し、受付後1週間程度かかります。

※ 資料確認のうえ、現地調査を行ってください。

### チェックリスト3 境界調査・現地立会

チェック	官民境界が含まれる区域(チェックリスト1の区域参照)	岐阜市の境界調査・現地立会
<input type="checkbox"/>	①②③筆界未定地等	座標確認のみの場合、岐阜市の現地立会を省略します。 筆界未定地等で現地立会が必要な場合は、岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が担当します。
<input type="checkbox"/>	④地籍調査事業実施地域 (未認証地区)	座標確認のみの場合、岐阜市の現地立会を省略します。 筆界未定地で現地立会が必要な場合は、土木調査課地籍調査係が担当します。
<input type="checkbox"/>	⑤14条地図の地域のうち基準点資料がある地域	座標確認のみですので、岐阜市の現地立会を省略します。
<input type="checkbox"/>	⑥上記以外の地域	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が担当します。

※ 境界調査および現地立会担当との事前打ち合わせを行い、申請代理人が仮測量図を作成してください。

※ 岐阜市の現地立会を省略する場合は、申請代理人が座標を復元し確定図を作成してください。

※ 越境物がある場合は事前に報告して下さい。

### チェックリスト4 承諾書、証明願

チェック	項目	内容
<input type="checkbox"/>	・承諾書(様式第9号)、委任状	岐阜市の土地であっても、土木調査課以外が所管する土地については、所管部署の承諾が必要です。 日付は現地立会担当と確認して下さい。岐阜市が現地立会を省略した場合は、岐阜市が確定図を確認した日です。 承諾者と関係土地所有者一覧表が整合しているか確認して下さい。変更が判明した場合は、土地所有者一覧表を再提出して下さい。委任状など、証明書類を添付して下さい。
<input type="checkbox"/>	・確定図	仮測量図から官民境界を移動する場合は再立会を行ってください。
<input type="checkbox"/>	・証明願(様式第10号)、証明願に添付する図面	確定図と整合しているか。申請代理人の押印及び証明願との割印を確認してください。 官民境界について、確定図と点名・座標を変更しないでください。

※ 岐阜市へ提出する書類において、境界確認日、現地調査日及び立会日は岐阜市が行った日です。